近世近代移行期における「公論」行政の構築

湯川文彦

はじめに

五箇条の誓文に「広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」と掲げた明五箇条の誓文に「広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」と掲げた明五箇条の誓文に「広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」と掲げた明五箇条の誓文に「広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」と掲げた明五箇条の誓文に「広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」と掲げた明

の重要性を説いたものである。三大臣意見書を見ておこう。これは、十年後の国会開設に向けて準備政の自律性である。象徴的なものとして、国会開設の詔を発した後の一方で、新政府が議会制の導入を図るたびに問題としてきたのが行

行政官ノ権限及ビ責任ヲ明ニシ、上ハ太政大臣ヨリ下ハ郡区町村

顕在化したにすぎない。帝国議会開設まで実に二十三年。政府が問題れている。事実、以後の政府は行政の自律性を確保することが要用とさたいう問題は、新政府が「公論」を政治体制に組み込もうとした明度得共、アドミニストレーションに到てはなかなか容易なる事に無くという問題は、新政府が「公論」を政治体制に組み込もうとした明さという問題は、新政府が「公論」を政治体制に組み込もうとした明さという問題は、新政府が「公論」を政治体制に組み込もうとした明治元年以来の課題であり、それが国会開設期限が明確となったことでという問題は、新政府が「公論」を政治体制に組み込もうとした明治元年以来の課題であり、それが国会開設期限が明確となったことでは表生を表表します。政府が問題である。

形成過程を、 安定的な運営にあったといえる。本稿では日本独特の「公論」行政の けば、新政府における緊要の課題はむしろ近代行政の形成およびその =幕府の信用低下に伴う行政の再編を課題としていたことを念頭に置 後期に蓄積された内憂外患への対処をめぐるものであり、中央行政府 分析されることはなかった。しかし、幕末政局の混乱がそもそも近世 析が重ねられてきたが、行政の自律化という統治上の課題との関係で 表制議会との隔絶という問題を生じて初期議会の混乱につながったが。 あるいは黒田清隆内閣総理大臣の超然主義演説に象徴される統治と代 ものにほかならない。結果としてそれは議院内閣制の導入を困難にし 形成こそ、 に実効性を与えるような有用な統治体制の構築であった。この間 にしてきたことは常に「公論」を組み込んでも瓦解せず、むしろ行政 「公論」の旗下に行われた行政の組織化、換言すれば「公論」行政の 従来の研究では「公論」は政治参画拡大・議会制導入との関係で分 新政府の二十余年ならびに近代日本行政の特質を象徴する 明治初年の制度設計者たちの視点に即して分析する。

第一節 倒幕と継幕

(一) 武家の経験 ―武力・学問・実績―

国統治を担ってきた幕府への信用が低下するとともに、新たな政府と国統治を担ってきた幕府への信用が低下するとともに、新たな政府と的脅威への対応策の分裂、海防費・政務費の増大に伴う幕藩財政の逼額など、様々な問題が包含されていた。内憂外患の強動に伴う「御救」の行き詰まり、物価騰貴と貧富格差の拡大、黒船来航に伴う対外救」の行き詰まり、物価騰貴と貧富格差の拡大、黒船来航に伴う対外救」の行き詰まり、物価騰貴と貧富格差の拡大、黒船来航に伴う対外救」の行き詰まり、物価騰貴と貧富格差の拡大、黒船来航に伴う対外救」の行き詰まり、対域を関係を関係している。

行政の構築が政治課題のトップに上り詰めていった。

構築の主な担い手である武家には、大きく分けて三つの経験があった。一つは武力による現状打開であり、攘夷や倒幕などに象徴される合理的対処である。最後の一つは二六〇年の歳月をかけて積みされる合理的対処である。最後の一つは二六〇年の歳月をかけて積みされる合理的対処である。最後の一つは二六〇年の歳月をかけて積みる旧慣参照などに象徴される現実的対処である。なお幕府には全国統治の、藩には地方統治の実績がある。いずれも近世統治の経験であり、方政奉還の発展を形成して、日本的近代行政を生み出していくこととなる。 は、一つは武力による現状打開であり、大政奉還の発展を形成して、日本的近代行政を生み出していくこととなる。 は、一つは武力による現状打開であり、大政奉還に関係を形成して、日本的近代行政を生み出していくこととなる。

地球上ニ独立スルノ国本ヲ建ツベシ。

践に移すことが正当化される。 万民ト共ニ」実践するという「王政」像を援用することで、 創出するという目的によって正当化されている。そして決議を「天下 拡大するだけでなく、誰もが異論の余地のない「公明正大之道理」を 候」と概括した。 万国ニ接シ、王政復古ノ業ヲ立テザルベカラザルノ一大機会ト奉存 て集める。学術技芸の追究を目的とする「痒序学校」の開設や、 らわれず公卿より陪臣・庶民に至るまで「正明純良ノ士」を議員とし 事を通じて統治の「実効」を得るために、「議政所」には、身分にと 節や細部の正否への収斂は議事から排除し、朝廷の旧制であっても としていた。自然、「実効」にそぐわない過去性や個別利害、 彼らは「一新」の目的を以て公平無私に「実効」を求める議事を必要 主体の結合にはつながらず、内容の実効性も期待できない。そのため に対抗する「海陸軍備」も、道理を究めて「実効」を求めるための方 「方今ノ時勢」にそぐわなければ排除する必要があった。そして、 ただ議論するだけでは過去の軋轢や個別の利害にとらわれて政治諸 議事機関を政府の中心に置くのは、単に政治参画を 道理を実 枝葉末 欧米 議

(まもなく同首座)の板倉勝静は松平慶永(京都守護職、前福井藩行政実績を自負する幕府にとっては不十分であった。当時老中次座しかし、土佐藩の新政府像は学問に傾倒しており、全国統治という

以て 帰、 は、 所モー向ニ相心得不申」として実効性には不安があることを認め、 績 績を独占する幕府に特異な地位を認める。そして、東西に分かれた政 仕候得バ、必ズ海外万国ト可並立候」とし、 二出不申候而ハ、綱紀難立候間、従来之旧習ヲ改メ、政権ヲ朝廷ニ奉 説く。そのため「況ヤ当今外国之交際日ニ盛ナルニヨリ、 薄徳之所致」と不足を認めつつも、 担当者として「政刑当ヲ失フコト不少」「今日ノ形勢ニ至候モ、 てきた実績がある。徳川慶喜も大政奉還上表書 理解を示していた。たしかに、徳川家を頂点とする近世統治の仕組み 政奉還を強く勧める一方で、幕府の懸念にも「御同意至極奉存候」と 近年通議ニテ尤ノ様ニハ相聞候得共、 率力を重視していた。これに対して、 倉は統治の吏員の経験や力量を度外に置いた構想に実効性がないと捉 と難色を示し、朝廷に統治の実力が備わっているのか疑問視した。 た外交権を根拠として、外交上の国内一致の必要性を強調し、 日)において、その自負を隠さない。まず「二百余年」続いた政権 え、幕府が長年に亘り独占してきた全国統治の実績、 を示しつつも「御実行之利害得失如何ト、深焦心苦慮之至ニ御坐 主・政事総裁職、 治を一統に帰すために政権を奉還し、 でその正当性を補強したのである。さらに慶喜は外国公使たちを集 多くの問題を抱えてはいたが、二六〇年にもわたり平天下を支え 内政上の課題を責任問題ではなく継続・改良と位置づけ、 広ク天下ノ公議ヲ尽シ、聖断ヲ仰ギ、 「聖断」を仰ぎ、 四侯会議にも参画)に宛て、土佐藩建白書には 「同心協力」して実施していく必要があるとし 政権の解体ではなく不足の補填を 慶永も「畢竟王政復古ト申儀 幕閣列藩衆議による意思決定を 数百年前ノ旧制ニテ、 同心協力、共ニ皇国ヲ保護 慶喜は幕府が独占してき (慶応三年十月十四 つまり行政の統 愈朝権一途 御体裁之 畢竟 理 大 板

当今ノ形勢ニ於テ急務ナルコト、及ビ国難ノ由テ起ル所、 ニ従ヒ、号令一途ニ出ザルヲ得ズ。各国ノ政体皆其意ヲ同フスト 決スルモノハ、英明在上、今大君ノ深衷英断ニ依ラザルヲ得ズ。 新法ヲ建ルノ策、 ヲ東ネテ故習ニ安ンズルハ、自カラ其身ヲ剔スルニ異ナラズ。此 変転シテ適宜ナラズ。宇内ノ形勢、日ヲ追テ一新スルニ当テ、手 セリ。然ルニ百年以前、至美ノ政制ト仰ギシモノモ、今日ハ時勢 義ヲ十分ニ立テシ上ハ、大君直チニ国内ノ治否ヲ顧念シ、是迄人 今日ニ至リ、既ニ条約ヲ全フシ、海外へ対シー點之慚愧ナク、 ヲ極テ此制度ヲ建立スルニアラザレバ、泰治ヲ成ス能ハズ。 イエドモ、 大君ノ御意内ヲ奉推ニ、政府ノ威力ヲ振ンニハ、全国人心ノ向背 心之向フ所、 余ガ国政制ノ未ダ嘗テ在ラザル所ナリ。今ニ当テ、 求ムル所、 毎二余等モ討論セシ事不少、畢竟、 総テ日月ノ久キヲ積ミ、自然ノ変化ニ任 ・此大事ヲ議 其他報 人々 信

あった。

上の「日ヲ追テ」の「一新」に話を進める。その要点は、内政を時勢慶喜は条約遵守の立場を貫く自らの正当性を強調し、そこから内政

ノ赤心ヲ披テ、其公議ヲ聴ベキナリ。

の変転に合わせ、「全国人心之向背」に沿う「公議」を聴取し、「大君、、深衷英断」によって「議決」するような統治府の樹立である。一連ノ深衷英断」によって「議決」するような統治府の樹立である。一連という武力行使と諸藩連合政府が建設を説く倒幕派が加わることになる。従来の研究では政治的分裂状況が強調されてきたが、ここで重なる。従来の研究では政治的分裂状況が強調されてきたが、ここで重なる。従来の研究では政治的分裂状況が強調されてきたが、ここで重なる。従来の研究では政治的分裂状況が強調されてきたが、ここで重なる。従来の研究では政治的分裂状況が強調されてきたが、ここで重なる。従来の研究では政治的分裂状況が強調されてきたが、ここで重なる。従来の研究では政治的分裂状況が強調されてきたが、ここで重なる。従来の研究では政治的分裂状況が強調されてきたが、ここで重なる。従来の研究では政治的分裂状況が強調されてきたが、ここで重なる。とは構想が三種に分裂したことではなく、それぞれが武家の経験の一部分、つまり自らの強みを中心とした構想であるために限界を抱えており、互いの調和が模索されていくことにある。三構想は内容やなるに対対の対象状況が強調されていることにある。三様想は内容を表している。

ことにある。

立とにある。

(二) 雄藩政治の再編と公家の経験

上奏して雄藩政治の恣意性を強烈に批判した。さらに明治元年一月一糾弾の対象とされた。慶応三年十二月、慶喜は上京して朝廷へ意見を織の仕方は東国を中心に広範な支配権を保持している旧幕府によって朝廷における西国雄藩の結集により新政府は組織されたが、その組

号令を発したが、政府が掲げた大義は「速ニ賊徒御平治、万民塗炭之 H いる。このことは、王政復古の大号令に掲げた次のような王政像とも が幕末政局を揺り動かしてきたのに対して、戊辰戦争は-苦ヲ被為救度叡慮」によるという、万民救済であった。従来外患対策 府兵と交戦(一月三~六日、鳥羽伏見の戦い)、七日には慶喜征討 自己規律の必要性を認識させた。新政府は大坂に結集しつつあった幕 だったが、このときにはすでに雄藩政治が糾弾の的となっており、 るものであった。元来「公議」は雄藩の政治参画を正当化する概念 の字句が踊った。檄文は雄藩政治の不当性を強調し、諸藩の不信を煽 「公議」のニュアンスは諸藩参画の政治へと変化していた。このこと ∵動向を警戒するにせよ──基本的には内憂対策の是非を争点化して 新政府の要路たる三職に、統治者としての「公明正大」な理念と 慶喜名義で全国諸藩に発した檄文には、薩摩の「奸党」 「私意」によって政権を擅にしているとの糾弾とともに、「討薩. -欧米諸国 一が「私

誰被可申出候事。 百事御一新之折柄旁被悩宸衷候。智謀遠識救弊之策有之候者、無 万事御一新之折柄旁被悩宸衷候。智謀遠識救弊之策有之候者、無 八益窘急ニ至リ候趣、畢竟政令不正ヨリ所致、民ハ王者之大寶、 近年物価格別騰貴如何共不可為、勢富者ハ益富ヲ累ネ、貧者

を継承したことにより、また幕府・諸藩に通底する民政の遺産に目をめぐる争点として共有されるものだった。「王政」という朝廷の遺産的政策でもあった。また、幕府・諸藩にとっては言うまでもなく民政的政策でもあった。また、幕府・諸藩にとっては言うまでもなく民政人民の窮乏を救うという民政の課題は、朝廷にとっては古き王政か

向けることで、戊辰戦争を戦う正当性は明確に内憂対策として具現化

された。

性を付与しようとしていた。 て諸藩連合という形態を取ることで、 (空) をの意義は「長州ノ朝廷ヲ擁スルノ、薩藩ノ廟算ヲ援クルノト云諸 旨に諸藩の同心を求めることについて、公家の東久世通禧 辰戦争の趨勢さえ決定するというのである。あるいは、慶喜追討の趣 と見通す。人民の信用が王政復古を標榜する政府の正当性を支え、戊 が行き届いて「衆士一心同力」となれば「百戦百勝」は論を待たな のと確認している。岩倉は、官員が「勤勉」の「士心」を保ち、民政 本也」とし、民政こそ王政復古の理想および政府の正当性を支えるも(ユ) の適否に正当性を依存するため、岩倉は「民心を治る事、亦復古之基 人民の信用を得ることこそ「専務」であると説いた。戊辰戦争も民政今後は「民心帰従、民の父母たるの術」、つまり政府が民政によって 世を想起する。故事を引くことで「戦勝て驕る者は必ず敗る」と戒め り」と喜ぶ一方、戦勝後に政権を簒奪された故事― 岩倉具視は鳥羽伏見の戦勝を「時なる哉時なる哉皇運御挽回既に成 ノ説ヲ防グ為」にあると説く。幕府が糾弾したような雄藩政治を避け このことは、 公家たちの政治認識にも色濃く表れていた。 政府も倒幕派の軍事行動に正当 -元弘・建武の治 (議定) は 月九日

めに要用と考えられていた。ての雄藩勢力の政治的希釈が、政府に対する諸藩の不信を払拭するたしているため、こうした諸藩からの人材登用の促進と、その結果とし

明らかにして不得止に起候都合に四方へ相響き相徹不申而は、 トノ論」を唱えて慎重な姿勢を崩さなかった。木戸孝允(長州藩)は敢行しようと訴えたが、長州藩は「長薩ノ朝廷タルヤフニテハ不相済 高めて新政府の始動を助けたが、同時に政治的正当性の問題を顕在化 を担保できない状況となっていた。 もはや反 して、幕末に「公議」を執る政治として有力視されてきた雄藩政治は 理念の守護者にして実践者でなければならないというのである。こう とになるとした。 う統治の理念であり、それに徹することが「自然と公論も相貫」 木戸が拠り所としたのは、一藩一藩の利害ではなく「王政復古」とい したうえで「公論」を一定し、政事を動かしていくとする。その際、 論を以曲直相立、然る後、手を立可申歟」として、広範な議論を喚起 ればならないと戒めた。そして今後の政治は「世間之大議論にかけ公 つヶ敷」と、「道理」「大義」を示して諸方の理解を得た形で戦わなけ ナシ、周旋尽力スルノ次第、 者、具眼之士一人も無之、平穏無事ヲ好ンデ諛言ヲ以テ雷同ヲ公論ニ いう認識は持たれていた。鳥羽伏見開戦前、大久保利通 | 因循|| を論難して一気に薩長両藩を前面に押し出して幕府兵討伐を | 今在京列侯藩士、因循苟且之徒而已。就中議定職之御方下参与職之 月八日、 勿論、 雄藩の間でも戊辰戦争が統治の正当性をめぐる戦いであると 「公論」の象徴とされ、 薩摩兵の暴発を懸念しつつ「干戈を欲し候とも、 政府が存続していくためには、雄藩が「王政復古」 実ニ憤慨ニ不可堪」と朝議の 諸藩の合意に基づかなければ正当性 倒幕は一方で諸藩結束の必要性を (薩摩藩) 先道理を 雷同 、前途六 くこ

うなかで政府と諸藩との関係をどのように築くのかを鋭く問われるこる構想は土佐藩士たちが組み立ててきたが、彼らもまた戊辰戦争を戦させ、道理の究明を必要とすることとなった。元来道理の府を組織す

(三) 藩代表制と行政自律 ―福岡孝弟と木戸孝允の制度設計―

ととなる。

政府と諸藩の関係を築く際、最大の問題になるのは従来それを支えで政治体制案を考えていた。十一月九日、福岡孝弟は松平慶永に次のだ政治体制案を考えていた。十一月九日、福岡孝弟は松平慶永に次ので政治体制案を考えていた。十一月九日、福岡孝弟は松平慶永に次の政治体制案を考えていた。十一月九日、福岡孝弟は松平慶永に次の政治体制案を考えていた。十一月九日、福岡孝弟は松平慶永に次の政治体制を表している。

違背ノ者ハ御追討ト申程成(後略)。 遠背ノ者ハ御追討ト申程成(後略)。 遠背ノ者ハ御追討ト申程成(後略)。 遠背ノ者ハ御追討ト申程成(後略)。 遠背ノ者ハ御追討ト申程成(後略)。 遠背ノ者ハ御追討ト申程成(後略)。 遠背ノ者ハ御追討ト申程成(後略)。

国諸侯に提示して合意を取る方式を想定していた。大政奉還に際して、及で始動し、有名諸侯の合意を以て決議、天皇の前で誓約のうえ、全とである。福岡は英米式の上下院をモチーフに、慶喜(「内府公」)を上院の主宰者として有力諸侯を集める上院を想定し、諸藩士・草莽の上院の主宰者として有力諸侯を集める上院を想定し、諸藩士・草莽の上院の主宰者として有力諸侯を集める上院を想定し、諸藩士・草莽の上院の主宰者として有力諸侯を集める上院を想定し、諸藩士・草莽の上院の主宰者としていた。大政奉還に際して、全である方式を想定していた。大政奉還に際して、全である方式を想定していた。大政奉還に際して、とである方式を想定していた。大政奉還に際して、とである。

かる。 有力公家・諸侯の合意を取るための上院整備が急がれていたことが分

両院制に関する意見書を纏めた。 された。これを受けて、福岡は後藤象二郎と協議し、十二月十五日、において、今度は徳川慶喜の政治指導を前提としない三職体制が提起しかし、十二月九日の王政復古の大号令、および同日の小御所会議

裁職其宜キニ従テ断之、筆官書之。 一 決議ノ次第、上ノ議事ニ於テ衆建議ヲ執リ、議定職覆議、総

(中略)

二依テ建議仕様被仰付可然ト奉存候。 二依テ建議仕様被仰付可然ト奉存候。 「中略」過日来参与ノ者、四五藩ヨリ三人宛差出居候へ共、 がおヨリ徴士ト被命、参与職或ハ一局ノ役等ヲモ被仰付、年限ヲ がメヨリ徴士ト被命、参与職或ハ一局ノ役等ヲモ被仰付、年限ヲ がメヨリ徴士ト被命、参与職或ハ一局ノ役等ヲモ被仰付、年限ヲ が、は深な議ヲ執ルヲ主トシ被召出候者ハ貢士ト と、「中略」過日来参与ノ者、四五藩ヨリ三人宛差出居候へ共、 に、「中略」過日来参与ノ者、四五藩ヨリ三人宛差出居候へ共、 に、「中略」過日来参与ノ者、四五藩ヨリ三人宛差出居候へ共、 に、「中略」過日来参与ノ者、四五藩ヨリ三人宛差出居候へ共、 に、「中略」過日来参与ノ者、四五藩ヨリ三人宛差出居候へ共、 に、「中略」。

の合議機関として上院を設置する点に変わりはないが、下院には従前院意見のうちより良策を採って決議することになる。有力公家・諸侯議人として藩が選出する)たちがそれぞれ意見を提示する。上院は下題を決め、下院は徴士(藩人材から政府が選定する)、貢士(藩の代題の方法によれば、上院は三職(総裁・議定・参与)が集まって議

めていた。

がる。諸藩の政治参画を認めつつ統治権と区別するという課題を、上下院構想のなかで消化しようとしたことが窺える。ただ、徴士も貢士下院構想のなかで消化しようとしたことが窺える。ただ、徴士も貢士士になるなど、徴士・貢士区分は人的に不明瞭であった。福岡・後藤士になるなど、徴士・貢士区分は人的に不明瞭であった。福岡・後藤士と予め区別することで、政府の意思と藩の意思を区分することを求めていた。

藩徴士被仰付候者ハ、奉命即日ヨリ朝臣ト相心得、勿論旧藩ニ全ク関任は維持された。一方で二月十一日、太政官第九十二号を以て「自各会計・刑法・制度の八事務局としたが、依然として三職と行政職の兼二月三日には七科一寮を再編して総裁・神祇・内国・外国・軍防・

では三職と行政職が一体化し、上下の責任が混淆・不明瞭になって められることとなった。こうしたやむを得ない制度変更により、 も、全分掌を束ねる総裁局のため、分掌にとらわれない意見提起を求 補おうと考えていた。このため、諸局は明確な分掌を与えられながら 意中承リ度存候」と。岩倉は総裁局の脆弱性を諸局の官員たちの力で(ミロ) 存分ニ御討論可有之ハ勿論之事ニ候間、 ニ至ル迠、 説明したうえで、次のように伝えた。「諸局ノ督輔ハ勿論、 いく必要が生じた。三月二十二日、 奉したため、総裁局では岩倉具視副総裁が中心となり事務を運営して て総裁の有栖川宮熾仁親王、副総裁の三条実美、議定の中山忠能が供 への関与は強まり、上下の別は不明瞭になっていく。官軍東征に伴っ たということだが、その一方で、戊辰戦争を機会として徴士の統治権 求めた。それだけ藩人材を統治の事務に登用することの困難さがあっ 係混合無之御趣意ニ候」と達し、徴士を諸藩の意思から切り離すよう(エワ) ノ身」で重任を担っている限界、総裁局の要人が東下していることを 益励精諸事被申出、仮令局外之事タリ共、御為筋之儀ハ御 岩倉は諸官(各事務局)へ「不肖 偏二公議ヲ御勘弁、 判事権官 聊無御隔 政府

取り、新たに「旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ」の一条を加 投影されている。 案に修正を加え、「列侯会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」とし、 わった福岡 議事と諸官の自律を前提に両者の協同を実現するという福岡の構想が 「広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決ス」と「公論」 途」(政府諸官と諸藩の同心協力)を書き加えた。ここには諸藩の 三月十四日、政府は五ヶ条の誓文を諸侯に示したが、その作成に携 (制度事務局判事) は、 しかし、 福岡案に接した木戸孝允 由利公正 (会計事務局判事) の意味を諸藩より広く (総裁局顧問) 「官武 の素 は

> を示すことを求めていた。 総裁局は微士の意見を受け、諸局を監督する役割を えて成文とした。総裁局は微士の意見を受け、諸局を監督する役割を えて成文とした。総裁局は微士の意見を受け、諸局を監督する役割を を示すことを求めていた。 の対を 「通徹」しないために「諸藩尚方向ヲ異ニシ」て、草莽などにも 収斂してしまっていることに危機感を募らせていた。木戸は政府が王 収斂してしまっていることに危機感を募らせていた。木戸は政府が王 収斂してしまっていることに危機感を募らせていた。木戸は政府が王 収斂してしまっていることに危機感を募らせていた。木戸は政府が王 収斂してしまっていることに危機感を募らせていた。木戸は政府が王 収斂してしまっていることに危機感を募らせていた。本戸は政府が王 収斂してしまっていることに危機感を募らせていた。本戸は政府が三 のうちに政府から「公卿諸侯及ど百官」が共有すべき「前途之大方向」 を示すことを求めていた。

兼ヌルヲ得ズ、行法官ハ立法官ヲ兼ヌルヲ得ズ」とし、官武の有力者体書(閏四月二十七日頒布)の取調に参画した。冒頭の趣旨文には福体書(閏四月二十七日頒布)の取調に参画した。冒頭の趣旨文には福体書(閏四月二十七日頒布)の取調に参画した。冒頭の趣旨文には福本のため、趣旨文では欧米の三権分立を参照して「立法官ハ行法官ヲ支えされる議政官と藩人材が実務を執る行政官の並置を想定していた。暗頭の趣旨文には福本のため、趣旨文では欧米の三権分立を参照して「立法官ハ行法官ヲをいる。福岡は「職邦志」とし、官武の有力者といる。福岡は著代表性・政府代表性の分割・確保を目指して政

と分担関係をなす仕組みにした。能力を見込まれて登用された人材からなる行政官が、明確な区別のもの合意を取る議政官上局、武の諸藩の合意を取る議政官下局、そして

九日、徴士の性質を明確化するよう改めて求めた。 政府代表性と藩代表性の混淆問題は解決されない。福岡は閏四月二十 らゆる意見が集まる仕組みを採用していたことに由来する。政府とし ては現状を維持する職制章程が必要であった。 テ太政官代弁事役所へ可差出候」と達したように、総裁局の弁事にあ 官第百二十一号において「今度大政御一新相成候ニ付、諸願伺届等都 は行政官の弁事との兼職とした。これは明治元年二月二十八日、 として議長と議員=貢士が配置され、徴士が除かれたものの、 轄者である輔相は「議定兼之」、各官の長である知官事も議定との兼 体的には議政官上局として議定・参与が配置されるとともに、 ついて兼務が明示されており、趣旨文とは明らかに矛盾している。具 の後半部分にある職制章程で、職制章程には議政官・行政官の要職に おいて、急な両職の分離は困難だった。それを直截に示すのが政体書 しかし、 その下で実務を執る判事も参与との兼任とした。また議政官下局 それまで三職が行政職を兼ねることで運営してきた政府に しかし、このままでは 議長職 行政総 太政

一藩情不得已ノ儀ニ関係シ、制度体裁ノ立行ク所ニ支ハリ候様ハラザルヲ得ズト奉存候。ト成リ天下ノ政ヲ執ルヲ得ズ。断然離脱ノ道ハ朝臣官位ノ体亦備ー 徴士挙人ノ御趣意相立候ハヾ断然旧藩ヲ離脱セザレバ、朝臣

為スノ筋ニテ、朝廷ヲ私スルニ相当リ、愈御政体紊レ可申欤ト奉ニテハ徴士挙人断然離脱ノ道相立ズ、却而藩々ヲ以テ天下ノ政ヲ一善藩情不得已ノ儀ニ関係シ、制度体裁ノ立行ク所ニ支ハリ候様

其藩ハ藩屏ノ体ヲ以テ奉公相立候様、分明ニ有リ度奉存候。朝廷テハ二藩ヨリ出ル者モ徴士ハ徴士ノ体ヲ以テ脱然ト相立タセ、一 当時徳川ヲ思フ者、皆薩長ヲ指テ姦トシ敵トス。故ニ猶更於

福岡構想では、徴士は新政府の統治のために出身藩との関係を断ち切らなければならないが、実際にはそうなっていないため、政府の体切らなければならないが、実際にはそうなっていないため、政府の体は薩長両藩はじめ出身藩との関係を断ち切る必要があるとする。依然として意に沿わない体制が維持されていることについて、福岡は次のとして意に沿わない体制が維持されていることについて、福岡は次のとして意に沿わない体制が維持されていることについて、福岡は次の体制権制では、徴士は新政府の統治のために出身藩との関係を断ちような意見書を認めている。

導シテ、所立ノ本意ニ復帰セン事要トス。大ニ議事ノ制ヲ興サントセバ、左ノ件々ヲ弁別シ、目今ノ勢ヲ利

ヲ抱クノミト成リ至リシ所以ンヲ弁知スベシ。制ハ愈挙ゲ難ク、貢士ハ議員ノ旨ヲ得ズシテ徒ニ外面ニ於テ横議雖ドモ、其実ハ議政亦行政ノ事ト成リ、初本意トスル所ノ議事ノー 議事ノ制ヲ挙ルヲ旨トシ、議政立法行政行法ノ分別ヲ立ツト

其勢ヲ利導スルハ則政体書所立ヲ推シ、実ニ之ヲ蹈ムベシ。

れに対応して九月二十一日の行政官達では、 「藩論」を代表させることとし、 立法に際しては「国家実用ノ輿論公 公議人に「一定」 した

唯其勢不得已ノ者ヲ察シ、新ニ行政官輔相ノ副次官ヲ設ケ此 是其利導シテ名実 議」が必要であるとした。

官名ヲ選ン、

諸行政官ノ副知事ノ如クスベシ。

第一立法行法相兼ルヲ得ザルノ旨ヲ執リ、

大ニ議事ノ制ヲ興スベ

ヲ本トシ、 **ヲ立ツルハ如何セント議セシメ、再次ニ及デ府藩県議事ヲ立ツル** 相立ノ道ナラン副事官ハ参与ヨリ撰入セン。 当時ノ公議人へ今日万機公論ニ決スルノ旨ヲ以テ、 公選貢挙ノ法ヲ設ルノ次第ヲ以テ、亦其如何ンヲ議セ 議事ノ制

局の徴士は藩人材であることから貢士と役割が混淆していた。 ばらく議政官を行政官へ合併し、 推し進めようと考えていた。明治元年九月十九日行政官達により、 いる点 福岡は行政官に欠けている点 を審議させて名実ともに府藩県代表者の資格を確定させる。つまり、 ちには議事制度を審議させ、さらに府藩県の議事を立てるため選挙法 して「副次官」を設け、実質的な行政総轄を行わせる。また公議人た ている。具体的には運営に不安のある行政官輔相の下にサポート役と たことに端を発しているが、福岡は現実的な方法で議政・行政職の分 は旧幕府の欠落を公家と藩人材の登用でカバーしなければならなかっ いる。しかし、 かったことについて「不得已者アリ、 福岡は、従前から引き続く議政・行政両職兼任体制から変更され シムベシ。 (自分勝手な議論を行うこと)に奔っていると懸念していた。こ -つまり政府代表性と藩代表性の分割へ「利導」することを考え 一方で福岡は、 (議事制度と公選制)を暫時補足することで議政・行政分離を 議政官上局が総裁局を補い、 貢士たちが自らの藩代表という役割を離れ (輔相のサポート役)、 議事制度の取調を行うことが伝えら 亦自然ノ勢ナリ」と受けとめて 諸局が総裁局を補い、 議政官に欠けて 。これら 諸 L

戸孝允 に宛てた書翰で、 際に戊辰戦争が終結する段になると一層強まった。明治一 目的の明確化と実施方法の調査を進める場となる。木戸は戊辰戦争と を取りながら「本官之基本」を立てるよう命じた。以後、諸官は行: め学校権判事の細川潤次郎を加え、彼らに所属の諸官 鈴木唯一)の主任官員を議事体裁取調に任じた。これに学校取調のた 必要を認めていた。 向」)を確定させることで諸藩の異議を予防し、 月九日、広沢兵助宛書翰)というように、諸藩が統治上の課題と接続 間々有之、実に朝威を損ずる一患害を醸候初と深く苦慮仕候」 角諸侯にて天朝を不知々々旧幕府之様今日に事を同一になし候気味 いう当座の課題が収束した後のことを懸念していたが、その懸念は実 しないことを危惧していた。木戸はまず政府固有の行政目的 いたし居候而は決而不相済」(四月二十八日、柏村数馬宛書翰)、「兎 た。木戸は「今日彌此御一新に付候而は徳川之関係を以此侭領地安堵 (森金之丞)・会計官 (神田孝平・加藤弘蔵)・刑法官 (軍務・会計・刑法事務) について取り調べるため、それぞれ軍務官 しかし、 に危機感を顕わにし、 諸官に固有の事務目的を立てることの必要性を訴えた。 (参与、会計官・軍務官担当)は大村益次郎 諸藩にとって緊要の課題は藩治の継続ないし立て直しだっ 諸藩の 政府では明治元年十二月、 「巧名之念」「驕気」「己に利を引候様之風 戊辰戦争という当面の目的が喪失するなか 諸藩にかかわる要務 実施責任を負わせる (軍務官副知事 (本官) (津田真一郎 一年一月、 と連絡 (「大方

春来、 徳川氏之頭面を撃挫き候は大政一新におゐて不得止之一条 習

俗を一変候は所詮六ケ敷相考申候。 のらし下を益に基不申而は永久無覚束、如此事に而は、天下之風も大政官も会計に而つぶされ候様相成可申(中略)大体総而上をは肝要なる会計之目的も今に相立不申、是亦今日之姿に而は日本は肝要なる会計之目的も今に相立不申、是亦今日之姿に而は日本は肝要なる会計之目的も今に相立不申、是亦今日之姿に而は日本は所で、と、

にそれぞれ関心を寄せたのである。 にそれぞれ関心を寄せたのである。 に困難且つ重要な課題とされていたかが窺えよう。こうしたなかで、に困難且つ重要な課題とされていたかが窺えよう。こうしたなかで、れへの諸藩の協同を必要とした。諸藩の力を統治に用いることが如何画を実現すると同時に、内憂外患に対処可能な統治体制の創出と、そ

第二節 事務の〈縦割り〉と「公論.

(一)〈縦割り〉の模索

安府の財政は、軍費および事務諸費の膨張によって危機的状況から始まった。これは戊辰戦争の顕著な影響である。木戸が「御軍費不少、始まった。これは戊辰戦争の顕著な影響である。木戸が「御軍費不少、始まった。これには四月に江戸開城に協力した旧幕府方の勝海舟をして、たとえ幕領をすべて接収したとしても「大政従事之諸官俸金にもて、たとえ幕領をすべて接収したとしても「大政従事之諸官俸金にもで、たとえ幕領をすべて接収したとしても「大政従事之諸官俸金にも不可足」と懸念させるほどの危うさがあった。この放漫な人材登用は本がて事務全般の運営にも支障をきたした。かつて幕政にも参与した。かの重要性を確認したが、同月二十九日、現場とのギャップに苦慮し、政の重要性を確認したが、同月二十九日、現場とのギャップに苦慮し、政の重要性を確認したが、同月二十九日、現場とのギャップに苦慮し、政府の財政は、軍費および事務諸費の膨張によって危機的状況からと問事務総督、二月に内国事務局輔)は四月二日に「民政之義は万民ノ生活ニ関係し、第一皇化皇徳にも相管し候」と自身の職務に関わる民、政府の財政は、軍費および事務諸費の膨張によって危機的状況から、

坐候。 生候。 生候。 生候。 生候。 生候。 生性没ス。コレ千歳ノ遺憾ニシテ、臍ヲ噬ムトモ不可及ノ悔ニ御 ニ埋没ス。コレ千歳ノ遺憾ニシテ、臍ヲ噬ムトモ不可及ノ悔ニ御 の一目今ノ形勢一度瓦解スルトキハ、億万ノ生霊流離顛沛塗炭ノ苦 の一日今ノ形勢一度瓦解スルトキハ、億万ノ生霊流離顛沛塗炭ノ苦 の一日今ノ形勢一度瓦解スルトキハ、億万ノ生霊流離顛沛塗炭ノ苦 の一日今ノ形勢一度瓦解スルトキハ、億万ノ生霊流離顛沛塗炭ノ苦 の一日今ノ形勢一度瓦解スルトキハ、億万ノ生霊流離顛沛塗炭ノ苦 の一日今ノ形勢一度瓦解スルトキハ、億万ノ生霊流離顛沛塗炭ノ苦 の一日今ノ形勢一度取解スルトキハ、億万ノ生霊流離顛沛塗炭ノ苦

から、旧幕政にみられないような行財政組織の危うさを認めていた。制度と人材登用を求める。旧幕政を知る勝と慶永は、それぞれの見地し、「簡易ノ御制度、御委任ノ人材」すなわち、事務の必要に適した展開も果たせなくなるため、慶永は幕政に劣る現状の事務運営を批判展開も果たせなくなるため、慶永は幕政に劣る現状の事務運営を批判展開も表が、大阪の大阪に事務が機能不全に陥っていると指

た。そこで、由利は岩倉へ一通の意見書を送っている。れた。紙幣は容易に流通せず、費用の膨張にも歯止めがかからなかっ 際には資金不足のために紙幣が軍費などに支消され、あるいは増発さ 諸藩・人民に対する救済・勧業策を促進するものであると。ただ、実 てる資金となり、 決定した。金札発行にも道理が掲げられ、 政府は一月に会計基立金調達を決定し、閏四月十三日には金札発行も ともに三千万円分の金札を発行して府藩県へ貸し下げるよう求めた。 はまず資金調達の方策を提起し、三百万円の会計基立金を調達すると 調達と、支出そのものの削減に求められた。明治元年一月、 したがって、 政府の財政政策は、 現在の 「世上一同之困窮ヲ救助」するもの、 急膨張した支出に対応する資金の 金札は「富国之基礎」を建 由利公正 つまり

賦役道路橋梁堤防屋宅等ハ勿論、 係ラザル事能ハズ。 亦会計坐視シテ法ヲトレバ、 倦マザラシムルヲ主トス。故ニ府県会計ニヨラザレバ決ヲトル事 業ヲ果サシムルノ用ヲ府県ト共々ニ天下一途ニ貫ヌキ、民ヲシテ 体貫ク事能ハズ。コレヲ会計ニ委スレバ教化ニモトリテ行フ事能 ザルモノナシ。是ヲ府県ニ専ニスレバ府県毎ニ支離シテ経綸ノ大 スル事能ハズ。故ニ貨幣租税商法駅逓営繕等ノ諸司アリテ民事ニ ニスル者也。他ノ用ナシ。故ニ民事ヲ離ルレバ、上下ノ財ヲ会計 へバ、天下ノ経綸一途ニ貫徹スル事ナシ。コレ愚臣ガ久シク見ル ト共ニ行ヒ、下民ヲシテ不知シラズ教ニ入ラシメ、不知不知其生 ハズ。然レバ会計ノ事業、貨幣出納二司ヲ除クノ外、 会計ノ任ズル処ハ金穀也。金穀ノ用ハ民命ヲツナギ、 いべべ、 会計府県ニヨラザレバ行フ事ヲ得ザル所以ナルベシ。若 偖又府県ノ管括スル処ハ、戸口民命教化生産 明ヲ得ル事ナシ、 其余糾断等マデ民事総テ関係 又府県専ラニ行ナ 惣ジテ府県 人事ヲ自在

処ニシテ、乍恐朝廷エ奉進ノ赤心也。

両事務の実効を挙げるために不可欠との見方を示した。両事務の実効を挙げるために不可欠との見方を示した。自らの属由利は会計事務と民政は密接不可分の関係にあるとして、自らの属由利は会計事務と民政は密接不可分の関係にあるとして、自らの属由利は会計事務と民政は密接不可分の関係にあるとして、自らの属

岩倉へ意見書を送り、次のように今後の対応を提案した。江戸へ赴任した官員たちだったが、彼らの異論を知った由利は七月、間では由利批判が巻き起こった。とりわけ厳しい批判を展開したのがとの裏返しである。紙幣政策は各地で商取引の混乱を起こし、諸官の由利の指摘は、会計官が府県との関係を十分に築けていなかったこ

まず、これ以上の軍費の支出には応えられない。また、紙幣発行な なくては「全会計官之主意ハ相立不申」である。 なくては「全会計官之主意ハ相立不申」である。 なくては「全会計官之主意ハ相立不申」である。 なくては「全会計官之主意ハ相立不申」である。 なくては「全会計官之主意ハ相立不申」である。 なくては「全会計官之主意ハ相立不申」である。 なくては「全会計官之主意ハ相立不申」である。

えた立法手続きが重要であり、同時に一度決めた以上はその通り実施会計事務の実効性を考えた場合、由利が言うように地方意見を踏ま

て、 重視した統治の合意形成と実効性、 する行政の統率力も必要とされる。参与職の由利が議定以上の重職連 行政統率を強く要請したのはこうした事情からだった。福岡孝弟が 由利はその不足を直截に指摘したのである。 木戸が重視した政府指導力につい

が

を改編し、大坂会計官は大坂府へ(六月)、京都会計官は京都府 に府県と結びついてはいなかったが、 分け、その一つに「府県掛」があった(太政官第九百十一号)。こう 日に弁事分課を規定し、弁事は受け付ける文書の発信者によって掛を 行政官へ合併となった(太政官第七百六十号)。その後、 事は行政官の所属となり、九月十九日には議政官の一旦廃止に伴い、 て総裁局弁事へ集められることになった。閏四月の政体書において弁 等都テ太政官代弁事役所へ可差出候」と達し、 は太政官第百二十一号を以て「今度大政御一新相成候ニ付、 太政官総裁局、 (九月)、それぞれ合併した。 (元議政官) 元来、府県と関係を結んでいた中央官は 府県から来た書類は、行政官の府県掛弁事を介して議定・参与 の決定を仰ぐ仕組みとなった。このとき、会計官は直接 のちは行政官であった。明治元年二月二十八日、 由利の意見書の後、 府県からの文書はすべ 直轄領の名号通り 十月二十九 政府は組織 諸願 政府 洞届

おいて 行政官可為管轄旨被仰出候間、 所と改称された。明治元年十二月二十二日、太政官より会計官へ達にた。これに伴い翌十八日、鎮将府は廃止となり、会計局は会計官出張 の事務を分化し、十月十七日、「東西同視」の万機親裁宣言が行われ 十三国を管轄することとなった。九月十八日、 方、 「是迄駿河以東十三洲府県 東国では明治元年七月十九日、 此段相達候事」とあり、東京では実質 ノ儀、 其官ニ於テ取扱来候処、 鎮将府が設置され、 鎮将府会計局と東京府 駿河以 以後 東

> 対し、 江藤新平 のであり、 的に会計官が府県の管轄を行ってきたことが知れる。これは旧勘定方 た。東京でも会計官の東京府合併策が伝えられたが、十一月二十四日 直轄地の郡代・代官たちを支配下に置いていた仕組みを踏襲したも (会計官出張所判事兼東京府判事)は、合併という方策に反 京坂会計官が府県支配と分かれていたのとは対照的であっ

老中若年寄大小監察為之セリ、 之通リ合併ノ事ハ愚考仕候付、 然ルニ今会計ヲ三府ニ附スルト云々、故曰天下瓦解可知ナリ。 両官ノ権在下バナリ。旧政府ハ其行運ハ三奉行為之也、 英亜両国ハ其行運ハ大概宰相為之也、其監督ハ議院為之ナリ、是 官二御責有之候哉。 下一旦非常ノ変有テ莫大之入費興リ其事不整ズンバ、 ヲ均シ其軽重ヲ修理シ然而其活動ヲ能スルモノハ誰ニ有ヤ。 知愚不明、 無ンバ官人ノ功劣何を以分ンヤ。 同スルトキハ、其職専任難し、 東京府え会計官併合云々熟考仕候処、 分テ三都ノ府ニ合併シ其本官ハ出納司而已有之候と申は、 不待識者而可知也。 ノアル所、上下ノ違ハアレ共、 元来宇内古今立官之旨、 寧不如無官歟。朝廷之官有而如無ナラバ、 故ニ先皇立官甚慎而分職甚詳ナリ。 (中略) 各其掌職有而敢而混同スベカラズ。 治国之要官ハ会計刑法之両官也 何分ニも御同意難仕候 其要官職ヲ握スルニ至ルヤーナリ 難専任時ハ難専責、官ニシテ専責 是ハ軍政之権在上也。 官人之功劣難分ンバ、玉石混合 何分ニも承伏不仕候訳 夫如此其権 朝廷何レノ 天下之瓦解 其監督 其融通 苟混

指摘する。 合」することは往古・旧 江藤は会計官という中央行政の官が、 中央行政の官は固有の職権と職責を有するが故に「天下」 幕府 ・英米の制度に照らして不合理であると 府という地方行政の官と「混

も府県との関係を含めて見直されることとなる。

は、行政官第二百号)、東西で異なっていた会計官の組織視していた。結局、明治二年二月二十四日、太政官を東京に移設する官とならぶ「治国之要官」であるとする江藤は、会計官の自律性を重り、行政の目的を達することができなくなる。とりわけ会計官は刑法を治めることができるが、地方権と混淆すれば職権・職責は曖昧とな

(二) 民政における旧慣継承

申間敷」とし、 ニアラズ」とするも「其民ヲシテ安堵セシムルハ今日府県之責ナリ 模な影響が出た。そこで、政府は兵火・水害のため「生民之塗炭一端 五月、淀川・大和川はじめ諸川で堤防決壊が相次ぎ、人民生活に大規 争は万民救済を大義とするが、実際の戦争は民の生活を害するため、 どについて懸念を示し、 諸道出張の将士に対して、戊辰戦争に伴う人民の罹災や賦役の重課な 支配下に収めた諸道において高まる一方だった。 政府は六月二十七日、 と警鐘を鳴らし、 活を救わなければ「王政御挽回の御趣意、却て醸乱苦民の基」となる 費の膨張と軍財源の枯渇に危機感を表しただけでなく、関東の民の生 四月、官軍に随従した岩倉具定・具経は京都の岩倉具視に宛て、 て行われたが、実際には兵火に伴う人民生活への害が深刻であった。 から高まり続けてきたが、戊辰戦争がそれに拍車をかけた。前述の通 この矛盾に対処することが必要であった。しかも、明治元年閏四月 厄害ノ等ヲ弁ジ救恤ノ道ヲ立ツ、今日ノ事ハ奏可ヲ待タズ、府県へ、、、、、 民政の重要性は近世後期以来、 戊辰戦争は幕府統治下の民政の批判と王政下の民政の充実を謳っ 民政への迅速な対応を求めた。民政の重要性は官軍が 「軍務民政並行はざれば、 「安撫救恤之道」を尽くすよう通達した。戦(36) 飢饉や水害の続発や経済変動の影響 迚も官軍持久之策は相立 軍事

> 民政において藩に擬されていく。 民政において藩に擬されていく。 は微士として集めた藩人材から地方官吏を派遣しており、府県はの責任に属するというのは、従来の藩領内の民政と同様であった。府の責任に属するというのは、従来の藩領内の民政と同様であった。府の責任に属するというのは、従来の藩領内の民政と同様であった。府の責任に属するというのは、治水に関しては「堤防橋梁之破壊急々修、、、、、。宜夕可得其道事」、治水に関しては「堤防橋梁之破壊急々修

紀律、 くは 当である。さらに七月五日、三条実美は岩倉に宛て、次のように述べ(36) 勘定の三奉行に代えて寺社・市政・民政の三裁判所を設置し、 旧 して旧来の法制禁令悉く不採用、 る。政府には旧幕吏を退け「急速に変革、 迄之規則ヲ得と受取」ったうえで「朝廷之制度ニ引直し」するのが適 るを得ず、 は「政事頗難施」 江戸の民は徳川氏あって「天朝あるを不知之情態」ゆえに我々として 方を民政裁判所出仕として引き継ぐことを通達している。 十七日には町奉行与力同心を鎮台府に引き継ぎ、六月には旧幕府勘定 しと誹議」する者もいるが、これは言うべくして行われない。 条実美は、 を置き、西国と異なる行政の展開が認められた。さらに旧寺社・町・ 五月十二日に地方府である江戸府を、十九日に東国政府である鎮台府 「政体規制」に移していく方が上策である。ゆえに「今専変革を主と また、 幕政は問題を抱えているとはいえ、現実において、実地において実 「姑息法を以て一時を治め」、それから徐々に変更して新たな 職官人材不備、 四月の江戸開城以後、正式に新政府の拠点となった江戸には 京都の岩倉具視に宛てその事情を次のように説明している 「大凡旧貫ニ依り」寺社・町・勘定の三奉行を継承し、「是 状態にある。そのため「当分時宜ニ従ひ所置」せざ 百事紛乱、 民亦徳川之政治を思ふに至らん」と。 無法に一新を為さんとせば、 旧制を破り耳目を一新すべ 東下した三 しばら 五月二

共、絶而人情を不顧処より、何事も己を損じ候手伝と而已相成申候」幕之致し候事も所致上に而は十が十必悪敷事と申訳に而も無御坐候得 軍務によって平定された地域では、強力な兵威から行き届いた民政 効性を求めていった。 民政の重要性が高まるなかで、 とともにあり、 張した幕府の統治実績を基礎とした新政府像に相通ずる。 機親裁宣言を行った。旧幕政機構の速やかな継承は、かつて慶喜が主 東幸の天皇・供奉連が東京に来着、十七日には「東西同視」とする万 東京府を設置(八月八日、民政裁判所を会計局に改称)、さらに十月、 を経て、七月十七日、 皇の東幸にともなう大々的な民政の展開を期待していた。一連の継幕 の移行が必要とされる。大久保は官軍の「破竹」の勢いを横目に、 べからず」とし、「忝も聖上玉体ヲ労し給ヒ塗炭之苦ヲ救ヒ給フトノ 後の六月二十九日、岩下方平に宛て「眼前無事なるヲ以テ平定トいふ 民政の重要性は高まっていた。大久保利通(参与)は江戸に到着した 現実路線しかないと捉えていた。なお、 満足にないため、 要性を認めつつも、政府には幕政に代位する「一新」の良策も適材も 効性を担保している。三条は「王政復古」理念に基づく「一新_ 點之御仁心、 旧幕政を評価しつつ改良策の必要性を説いていた。東西ともに 誠以山岳ヲ動かし鬼神ヲ感ぜしむるノ英断」とした。 供奉した木戸孝允もその道中に大村益次郎に宛て「旧 当面は旧来の幕政を引き継いでから改良をしていく 政府は江戸を東京と称する詔を発し、 政府は府県を制置し、府県に民政の実 江戸をはじめ東国諸地域でも 倒幕は継幕 鎮将府・ の重 天

三) 財政と民政

治二年五月、輔相・三条実美は会計官職制を達するなかで次のように会計官の財政政策は資金調達と行政整理の両輪からなっていた。明

る⁽⁴³⁾ 木場伝内 申候と存候」と、井上の手でもう一段の整理がなされると予測した。 ている。「一昨日より井上 [馨-かった。大坂府在勤の土居通夫は、事務整理の模様を次のように伝え に膨らんでおり、 に関連して七月には職員令に伴う諸官の統廃合が敢行された。 のち帰坂し、岩下方平は「井上帰坂相成候ハヾ、坂府改革も運び立 候」と語った。この後、井上は一旦長崎などへ出向して整理を進めた 土居も半ばあきらめ気味に「いづれ役々相減ジ候外無之と覚悟仕居 いったことを「不条理」と感じたが、これが「財政」の道理であり、 と。土居は井上が必要如何を十分に吟味しないままに諸役を廃して ぬ々々々と押計り、種々不条理の論在之、甚不平をいだき罷帰」った、 の令ヲ出し、 て派遣された井上馨の大鉈には、 下問している。府県の事務費用は、事務拠点だった京都・大坂を筆頭 道ハ経国ノ要務」として「量入為出」を目的とする費用の節減方法を 府県行政も整理の対象となるため、 二出ル事ト雖モ忌諱ヲ憚ラズ諫爭シ、力メテ省約ニ従フベシ」。これ 規定している。「節倹ハ財政ノ要義ニシテ殊更方今ノ急務ナリ。 (在大坂、 外務局などは局中の事情も詳ニ不知して、 政府はその行政整理に乗り出した。整理担当者とし 同府判事) は、この整理の進展を次のように報ず 現場の府県官たちも驚きを隠せな -湯川註]出勤ニて、早、 五月中に政府は各府県へ「理財ノ 此役も入ら 昨日変革 自

府ニ而ハ莫太減し之賦ニ相成り、尤豊崎県も管轄に相成候ニ付而三十人相減シ百人位之人数ニ相成賦御座候。しかれバ余ほど此大初より人数ハ倹約いたし有之候付、気味能減方ハ出来不申、乍漸当府ハ百三拾人ほどの官員に而、京都ハ百八拾内外之由ニ而、最此節ハ断然人数減少之都合も出来、明日申渡候筈ニ御座候。元来

ハ人数可相増都合之処、却而減シ候而ハ諸向愕然可致ト相考申候。

<u>Ш</u> 沢真臣 移り、 民政に介入するのは得策ではない。この問題については明治元年、 由利が指摘していたように、会計官は実地から遠いため、本来地方の 打ち出し、 事務整理の死活的必要性を背景に、地方へ貫徹する「理財」の道理を 用され、木戸も彼らの事務に期待をかけていた。財政の担当者たちは 月に会計官副知事、 国官判事、十二月には外国官副知事、 て長崎在勤、 革を主唱する大隈重信 ている。会計官では由利に代わり、外交・軍事上の必要性から財政改 ニ而少々ハ申談も仕置候」と、兵庫県でも改革が始まる見込みを伝え (明治元年二月に参与職・外国事務局判事、 税所 [兵庫県権知事 大坂府は管轄地域の拡大に反比例するように、人員を大幅に削るこ しかし、このことは府県の要務である民政との調整を困難にした。 明治二年五月に会計官権判事に転任、 (京都府御用掛) も次のような意見書を認めている(4) 財政の 木場ら当職者たちは 四月、 〈縦割り〉におけるタテの関係構築を進めようとし 七月の職員令に伴い大蔵大輔に就任)や伊藤博文 横浜に移り、 (明治元年三月、 湯川註] 「愕然」としたという。なお、 五月に再び長崎に移り同府判事兼外 元気ニ而是より兵庫改革ニ打立筈 明治二年一月に会計官兼任、 参与職・外国事務局判事とし 五月に大阪を経て兵庫に 七月に大蔵少輔) (傍線湯 らが登 岩下は 広

職務ハ土地人民其府県ニ御委任ナル事ニテ、賞罰ノ権備レリ。故 畢竟其職掌本末相立ザルヨリ然ラシムル所ナランカ。 其任ズル所混乱シテ、 諸官ニ於テ引合ス所、 今日 ノ為ス所多クハ我本職ヲ失ヒ、 百事凝滞シ、終ニ万民ノ疾苦トナル必然タ 其職務本末ヲ分チ、其体裁ヲ正サベレバ、 他ノ職ヲ奪フ気味不少、 抑諸府県ノ

> 会計官分課ニ租税駅逓営繕三司アルヲ以テ、 ル事務ハ其府県ノ手ヲ借ラズ主裁スト。 二其府県ノ手ヲ離レ、 ニ其府県ノ百事、 其 他ヨリ事ヲ取ル、 手ヲ以テ取捌クトキハ、 必ズ速ニ成功ナシガタシ。 此レ其条理ノ立ザル所以 諸府県中ノ右課ニ当 速ニ挙ルベシ。 然

諸府県

ナリ。其職務ノ差別アル、

如左。

租税司 ルヲ掌ル。 其府県中ノ戸籍ヲ糺シ、 生産ヲ富殖シ、 租税ヲ収ム

駅逓司 増等ヲ吟味スルヲ掌ドル。 同断、 賦役ヲ督シ、 助郷等不正ナカラシメ、 賃銭割

ドル。 営繕司 同断、 道路、 橋梁、 堤防、 屋宅、 倉庫等、 営繕ヲ堂

会計官

駅逓司 租税司 官量入ノ本基本タルヲ以テ、当官ノ大関係スベキ所ナリ。 チ新開石盛又ハ荒蕪休石免石等ヲ判断スルヲ掌ドル。 味スル等主裁スベシ。又其府県中ヨリ窺出ル所ヲ判断シ、 諸府県ヨリ窺出ル所ノ助郷、 租税ノ制度ヲ立テ、府県ニテ取立ル金穀ノ出入ヲ吟 賃銭割増等、 天下宿駅 此会計 則

営繕司 営繕入費、 其不同ナキヲ判断スルヲ掌ドル。 右三司、 同断、 諸府県ヨリ伺出ヲ決議スルヲ掌ル。 前積ヲ以テ窺出ヲ其不当ナキヲ判断スルヲ掌ドル 窺出ル所ノ道路、 橋梁、 堤防、 其現場下手スル 屋宅、

所ハ其府県ニ委任スベシ。

た独自の権限があると強調している。財政上の課題解決のために民政 広沢は府県事務の会計官主導に異論を唱え、 府県には 「委任」され

の考慮を求めていた。

は次の通りである。 誓文・政体書に基づいた府県施政方針の具体化を意図していた。概要 誓文・政体書に基づいた府県施政方針の具体化を意図していた。概要 「人心之向背」と乖離し「有名無実」になりかねないとし、五箇条の 「公」 「行いこのである。広沢はただ欧米を「模倣」しただけでは こうした考えが明瞭に顕されたのが、広沢起草の府県施政順序(明

(明治二年七月二十七日) ●施政大綱:「知府県事へ職掌ノ大規則ヲ示ス事」→ 府県奉職規則

ラシムベシ。是ヲ即今ノ大急務トス。ニ布告アルト雖モ、未ダー定規則ノ法トス可キナキ故、府県スニ布告アルト雖モ、未ダー定規則ノ法トス可キナキ故、府県ス地方ノ官、府藩県ノ三治ニ帰ス。三治ノ政一途ナルベキ様厳重

事務の前提となる。

②会計事務:「平年租税ノ高ヲ量リ、其府県常費ヲ定ムル事」とし、②会計事務:「平年租税ノ高ヲ量リ、其府県常費ヲ定ムル事」とし、

俗ヲ正スル事」といった従来の民政を引継ぎ、「戸籍ヲ編制、戸伍❸〈生〉の保障:「凶荒預防ノ事」「窮民ヲ救フ事」「制度ヲ立、風

組立ノ事」では戸籍調査を行って「人民繁育ノ基」とし、「戸伍」組立ノ事」では戸籍調査を行って「人民繁育ノ基」とし、「戸伍」を編制することで「衆庶協和ノ本」とする。「小学校ヲ設ルバキ様教諭シ、風俗ヲ敦クスルヲ要ス。最才気衆ニ秀デ学業進達ルベキ様教諭シ、風俗ヲ敦クスルヲ要ス。最才気衆ニ秀デ学業進達ルベキ様教諭シ、風俗ヲ敦クスルヲ要ス。最才気衆ニ秀デ学業進達し者の其志ス所ヲ遂ゲシムベシ」とし、日曜の学びから講談を通じて道徳涵養という従来の寺子屋・私塾の系譜を引きつつ、学業に広は道徳涵養という従来の寺子屋・私塾の系譜を引きつつ、学業に広は道徳涵養という従来の寺子屋・私塾の系譜を引きつつ、学業に広は道徳涵養という従来の寺子屋・私塾の系譜を引きつつ、学業に広いて、日曜の学院の書である。

 (利)の追究:「地力ヲ興シ、富国ノ道ヲ開ク事」では「開墾水 (和)の追究:「地力ヲ興シ、富国ノ道ヲ開ク事」では「開墾水 (和)の追究:「地力ヲ興シ、富国ノ道ヲ開ク事」では「開墾水 (和)の追究:「地力ヲ興シ、富国ノ道ヲ開ク事」では「開墾水 (和)の追究:「地力ヲ興シ、富国ノ道ヲ開ク事」では「開墾水 (和)の追究:「地力ヲ興シ、富国ノ道ヲ開ク事」では「開墾水

後ニ手ヲ下スベシ」と補足。
ルニ非ズ」と戒め、民心に深く関係していることであるため「最モルニ非ズ」と戒め、民心に深く関係していることであるため「最モくまで「貧富得失ヲ平均スルノ法」でなくてはならず「官府ニ利ス (税)の公平化:「租税ノ制度、改正スベキ事」を掲げたが、あ

官庫の安定が果たされる(税)というものだった。長期的な取り組み人民の利益増進を図り(利)、③最終的に公平な課税制度を整備して、府県施政順序が示した順序とは、①人民の生活を保障し(生)、②

民政の実効性は人民生活の内より見いだされる。したがって、議事ク衆庶ノ情ニ悖戻セズ、民心ヲシテ安堵セシムルヲ要ス」とした。ために「議事ノ法」が必要であり、「従前ノ規則ヲ改正シ、又ハ新ニために「議事ノ法」が必要であり、「従前ノ規則ヲ改正シ、又ハ新ニために「議事ノ法」が必要であり、「従前ノ規則ヲ改正シ、又ハ新ニために「議事ノ法」が必要であり、「従前ノ規則ヲ改正シ、人民民に対する「聚斂」「苛政」を避ける責任があるとしたように、人民民の実力は、

が、明治元年十月八日、京都府は次のように布令している。 が、明治元年十月八日、京都府ではすでに議事所を開設していたが難しいことに依っている。京都府ではすでに議事所を開設していた「議事ノ法」の取調から慎重を期すように促したのは、それだけ運用の効用は人民の実情を民政へ正確に反映し改良する点にあった。ただ

広まっていった。明治三年六月、東京府布令に曰く、 で意見を述べるように求めたが、官命により仕法書通り実施しなけれて意見を述べるように求めたが、官命により仕法書通り実施しなけれるよう改めて促している。それでも民政には議事所が有用との理解は るよう改めて促している。それでも民政には議事所が有用との理解は るよう改めて促している。それでも民政には議事所が有用との理解は るよう改めて促している。それでも民政には議事所が有用との理解は るよう改めて促している。それでも民政には議事が有用との理解は

徒多ク苦飢之者弥増候段、深く不憫ニ被思召、猶授産ノ儀多方御を被為建、其他之御救術ヲモ被為施候得共、元来遊情怠惰末枝之厭、東京府下失産流殍之者、御賑済被為在、既ニ数ヶ所ノ救育所御一新以来兵馬頻起、連歳凶歉内外御費用幕多之折柄ヲモ不被為

た。

「は、のであった、であったが重要とされており、議事所はそのために必要とされていい生途ヲ謬ルニ至ント」というように、座論を回避し民政の実効性をがあることがわかる。「徒ニ席上ノ議論ヲ主張セバ、遂ニ庶民 東京府の要務であった授産事業について、人民の実情に即した方策

明治二年、以下の建議を行っている。 ――こうした理解は、大坂府・東京府においても同様であった。後藤――こうした理解は、大坂府・東京府においても同様であった。後藤民政はあくまで人民生活の救済・保護から利益増進へと漸進する

之基ト云ナリ。 でルヲ得ズ。方今富国強兵のミを目的トスルモノ、臣ハ貧国弱兵 或ハ知ラザルモノナラン。只政府ニ信ヲ不失時ハ、民富メバ国富 遺が知ラザルモノナラン。只政府ニ信ヲ不失時ハ、民富メバ国富 遺に立て、方令富国強兵のミを目的トスルモノ、臣ハ貧国弱兵 がルヲ得ズ。方今富国強兵のミを目的トスルモノ、臣ハ貧国弱兵 がルヲ得ズ。方令富国強兵のミを目的トスルモノ、臣ハ貧国弱兵

だが、不足する財源を補うために欧米式の商税や国債に飛びつくこととになる(『易経』)、というもので当時の政府の政費節減方針のこと下の者の節減は緩やかで済み、以て費用節減は民の税負担を減ずるこ「損上益下」とは、上の者が身をただして大胆な費用節減を行えば、

後藤は大坂府治を通して、民富論の重要性を改めて確認していた。 要から地方を動かせば、それは意に反して「貧国弱兵之基」となる。 九頁)とあり、藩の務めは民富の実現に置かれていた。財源調達の必 とを教えさとしめば、一国潤うふべし」(岩波書店、 は下にあり、 賑はし、而て後に領主の益となるべき事をはかる成るべし。第一成す 等に出仕した農学者)には「夫国を富ましむるの経済は、まづ下民を る。たとえば大蔵永常『広益国産考』(安政六年作、 治まるというもので、 きだとした。民富論は人民が豊かになることで結果として国 を戒め、まずは政府が人民より信用を得られるよう、民富に努めるべ 教ふるは上にありて、定まれる作物の外に余分に得るこ 藩政改革においてはすでに馴染みの考え方であ 一九四六年、 田原藩·浜松藩 (藩) が 四

就任にあたって岩倉に示した書状には次のように記されている。 最後に、東京府について。明治元年十二月、大木喬任が東京府知事 自然御許ニ而奉奉仕候半ハ、急切御責被遊候而ハ当惑仕候。尤緩

関係仕候ニ付奉伺候。 急之義御差図次第、 目的相立可申心得、 依而ハ下手ノ深浅厚薄ニ

急ノ一 下

除害ニ止ル

急ノニ 中

除害興利 除害民少シク安ズ

永々ノ利ヲ興ス

要性が高く、 とされている。 同年の大木意見書(「大木秘策」)には「民ノ疾苦」を汲んで「賦ヲ軽 真っ先に着手するのは、「急ノ一」つまり「除害」である。 孤独ヲ撫シ訟ヲ速ニシ兵火流浪之徒ヲ救フ等」の対策が不可欠 以後も救育所や授産工場の開設など様々な方策が実施さ 窮民の集まる江戸 /東京では、とりわけ窮民対策の重 実際、

> の政府においては財政上の緊急性を認めつつも、民政上の漸進性を保 開していくという考え方も、藩民政の基本である。このように、当時 れていく。一足飛びに利に馳せず、除害から興利へ漸進的に民政を展

(四) 中央権と地方権

つことも同様に重要であった。

県に藩のような独自の権限を持たせない、中央集権体制の構築だった。 神田孝平(公議所副議長)は府県改革案を上呈した。その要点は府

概要は次の通りである。

庶務 官は名称を変えて「国内事務局」と称するのが適当とする。 組みを廃して、軍務官・刑法官・会計官・行政官より官員を派遣して 正」を求める。具体的には、 来府藩県何レモ小政府ノ形」を為しているが、まず府県について「改 日々ニ重ク、他官之権日々ニ軽シ」。府県は藩同様の権限を得て「元 「四官署ヲ置キ」、それぞれ「兵事」「刑法」「税務」およびそれ以外の 現在、府藩県の諸事を行政官が統括しているために「行政官之権 (民政)を執る。兵事・刑法・税務を三官に委任するため、 府県は現状の独自に「一官署」を置く仕 行政

は神田案を否とし、二つの問題点を指摘している 方の実情を観てきた藤森に、改革案の適否を問うたわけである。藤森 地方を巡察)に下問、藤森は回答を添えて岩倉に返却した。 この改革案を受け取った岩倉具視は藤森修蔵(刑法官監察司出 実際に地 任

ある。「府県ハ其名ノミニシテ何事ヲ掌ル耶」。 決が必要なことに変わりなく、却って派遣官員の費用増を招くだけで 第一に、府県を出先機関に置き換えても「重大ノ事件」は政府の評

する上位の官(「本根」)である。神田案の通りにすれば諸官の「争競 第二に、 行政官は三官の残り=民政を担う官ではなく、 諸官を統轄

「メールメヒヒ、 こん、、゚ドトロ゚ トーードトロオなよいの、、サードトロタの、。。・・・之弊防グベカラズ」、つまり諸官割拠して統御できなくなるだろう。

轄の事務に純化した。 韓の事務に純化した。 政官の官員を異動させて民政を総轄する民部官を新設し、行政官は統神田案は採用されず、政府は官制改革に着手した。明治二年四月、行適当とし、行政官には諸官統御の責任を果たすよう求めていた。結局、藤森は、これまで通り府県に民政はじめ一定の実権を認めることを

弁)は民部省の不思議な性質を次のように捉えている。 に改組され、民部大蔵両省の首脳を兼任とした。江藤新平(太政官中明治二年七月の職員令に伴い、民部官は民部省に、会計官は大蔵省

シテ清カラザル所以ナリ。

事ノ職、 術 近シ。宜ク釐正改革シテ法律一ニ出ルノ治ニ帰スベキ事ナリ。 弾台隠然トシテ刑部司法ノ権ヲ干シ、府藩県亦各断獄聴訟ノ権ヲ 司平ノ処ニシテ、獄訟刑罰ノ権悉ク此一省ニ帰ス可シ。然ルニ今 事皆専司ニ委シ、府藩県モ亦直ニ太政官ニ属スベシ。刑部ハ天下 以テ之ヲ按ズルニ、民部ノ一省ハ宜シク之ヲ罷メ、戸籍鉱山等ノ ハ只空名ニシテ、宮内外務等ノ専職アルガ如ニアラズ。今ノ体ヲ 県亦夫々ノ分職アリテ、或ハ直ニ決ヲ太政官ニ取ルベシ。則民部 唯戸籍ノ一事ニシテ、其他ハ上下ノ間ニ受付伝達スルノミ。 ハ大蔵省ニ属シ、鉱山駅逓地理土木等各其専司アリ。民部ノ務ハ 政官ノ令ヲモ奉ズ。是所謂号令多門ノ弊ナリ。且民政ノ事、 府藩県既ニ民部ノ令ヲ受ケ、又諸省諸寮司ノ令ヲ受ケ、又直ニ太 分テリ。 略)今天下ノ府藩県其数三百ニ過タリ。是地方官三百余人ノ 其学萬彙ヲ綜該スルニ非ズンバ豊能其任ニ堪ユル事ヲ得ンヤ。 聴訟捕姦ノ法、 地方管内ノ事ニ於テートシテ聞カザルナク、養民興利ノ 刑部ハ唯都府一隅ノ事ニ任ズルノミ。是刑部モ亦徒名ニ 皆之ヲ一身ニ兼ヌ。是其才徳智能衆人ニ超過 府藩 租税

複 凶荒に苦しむ人民を目の当たりにして「兎角廟堂上之坐論とハ現場実 しい。そこで江藤は府藩県の権を「養民興利」に限定し、それ以外 多であり、すべてに対応できるほどの人材を十分に確保することも難 かでのギャップだった。 八月に非常節倹・窮民救助に関する詔を発して対応を模索していたな は大きくなった。当時窮民は増加し続けており、 法制を踏まえた改革方針をまとめていったが、府県民政とのギャップ は相応に困難を伴った。そのため、 は地方権が大きいという性質上、省という形で中央に存立させること 諸事務は各省の指揮に任せる案を提起していた。ただし、「虚設重 の組織となっている。一方で地方事務百般を担当する府藩県は負担渦 の専司が実務を執っているため、民部省は固有の実権がない「空名」 ある租税は大蔵省の主管に帰し、 民部省主管事務について、江藤は疑問を投げかける。 の弊害を避けるため、各省には固有の権を定めるとする。 明治三 三年一月、 それ以外の要務のほとんどは省附属 民部省では改正掛を設置して各国 大久保は大坂へ出張し、 太政官では明治二年 民政の要務で 民政に

効ヲ諦察シ、然ル後ニ始メテ可否得失ノ在ル所ヲ知ルヲ得可シ」、 申請の意見書において、「坐論」を批判しつつ「之〔財政制度の 調査の不足に求めたのが伊藤博文である。明治三年、 の政府という考え方は民政の基本に立ち返ったものである。明治三年に批判した。「信なくして何ヲ以立可申や」、つまり人民の信用あって 見と大に相違之事而已」と問題視し、「就中大蔵省之号令、 にとどまらない実地適用の効果について研究の必要を説いた。 だし書籍に「一斑ヲ見テ以テ全豹ヲ窺フ可キニ非ラズ」として、 シテ今日ニ至ル所以ナリ」。一方で、行政の機能不全の原因を欧米法(57) 所行目途不善ニ非ズ、方略拙ニ非ズ、唯時機ニ不適、人心ノ怨望ヲ来 七月、民蔵分離に際して三条実美がまとめた趣意書には「此迠民蔵 ニ相触、 ヲ書籍ニ徴シテ其ノ真理ヲ推究シ、或ハ之ヲ実際ニ験シテ其ノ功 迚も居合候丈ニ無御坐候」と大蔵省政策の実地不適合を痛烈 伊藤博文は渡米 凡而 書籍 人心 た 良

正のように、民政・財政においては座論を脱して実効性を高めるため、実地の利害得失を十分に踏まえることと、欧米法の実効を実際にする地方官会同の開設を提起した。省の指揮下で民政・財政に携わってきた地方官たちの実地意見は、省政策の改良に必要な意見として集できた地方官たちの実地意見は、省政策の改良に必要な意見として集められ、同時に中央官の割拠を収める働きを期待される。明治四年の廃藩置県を経て大蔵大輔となった井上は、吉田清成に宛て次のように述べている。

全国人民を率ひ駕御之術相立候は、法則之外手段無之事と奉存候。只々前途開化進歩之為、廟堂上は何藩或は誰之説と云区別なく、今日小説を互に主張之議論がましく相渡り候も国家に益なき事、

之時節と相考へ申候。るの外、他に策なきと奉存候。故に今日之急は法則立るを尤適当るの外、他に策なきと奉存候。故に今日之急は法則を以器を一にす分厘之違なき様は難相成事故、是を制するは法則を以器を一にす実に人面而人形を異にし、心志も大同小異は如何様開化之国と雖、

統治を安定させる役割が期待されていた。
帯し、より実用的な法制度を一定することによって行政を自律させ、制するために「法則」の必要性を強調する。議会制には省・府県に付分かれる状態である。井上は人の数だけ意見が違うのだから、小異を分かれる状態である。井上は人の数だけ意見が違うのだから、小異を分かれる状態である。井上は人の数だけ意見が違うのだから、小異を

おわりに

方議事所の開設が必要とされた。そして、藩代表制は府県代表制に代 県に活用するなど、 築に取り組んだ。 ぐわないため、民政・財政の密接な連関と分割の必要性の間で制度構 が、近世以来長年の継続に依ってきた民政ではこうした改革方式がそ することに腐心し、財政部門を中心に中央権による地方改革を試みた 右されて分離自体が困難であった。 政・行政分離構想によって対処が試みられたが、行政運営の実情に左 意思の引き分けという困難な課題は、欧米式議会をモチーフとした議 するうえで必要であると同時に、 なければならない状況下において行政の混乱を招いた。 「公論」を新政府に組み込むことは内憂外患に対処する行政を構築 旧幕府の遺産をできる限り継承し、 民政には継承と改良が必要であり、 旧幕府の不在を公家・藩人材で埋め 政府要路は、 行政の自律性を保持 旧藩の遺産を府 政府意思と藩

政の再編の関係については後稿を期したい。する新たな「公論」の主張を可能にした。国会開設要求と「公論」行米式議会とのギャップを生じたことで、人民代表制議会の開設を柱と一連の中央・地方議会は統治を補完する必要性に応えるとともに、欧一連の中央・地方官会局・地方官会議など政府主催の議会につながった。

註

- 九七年)。 一年)、三谷博『明治維新とナショナリズム』(山川出版社、一九(1) 代表的研究として井上勲『王政復古』(中央公論新社、一九九
- ―(二五))。 資料室所蔵「岩倉具視関係文書」〈憲政資料室所蔵Ⅲ〉一七―八(2) 明治十五年二月二十四日、三大臣意見書(国立国会図書館憲政
- (3) 『伊藤博文伝』中巻、統正社、一九四〇年、三二〇頁
- (5) 同右、三頁。
- (6) 同右、二頁。
- (7) 同右、八一~八四頁。
- (8) 慶応三年十二月、徳川慶喜奏状(同右、三二七頁)。
- 日本史籍協会、一九二七年、一八〇~一八二頁)。(9) 明治元年一月、徳川慶喜討薩表(『大久保利通文書』第二巻、
- 三〇年、四一二頁。 (10) 大塚武松編『岩倉具視関係文書』第三巻、日本史籍協会、一九
- (11) 同右、四一三頁。

- 出版、二〇一二年、二七頁)。 藤井譲治・三澤純・谷川穣編『岩倉具視関係史料』下巻、思文閣(12) 明治元年一月十九日、岩倉具視宛東久世通禧書翰(佐々木克・
- 頁)。 (13) 明治元年一月三日、岩倉具視宛大久保利通書翰(同右、一五七
- 戸孝允文書』第三巻、日本史籍協会、一九三〇年、四頁)。(4) 明治元年一月八日、伊藤博文宛木戸孝允書翰(妻木忠太編『木
- (15) 前掲『復古記』第一冊、一一二頁。
- (16) 同右、二九〇~二九一頁。
- (17) 『法令全書』明治元年、三八頁。
- (18) 『太政官日誌』慶応四年、第二巻、五一~五二丁。
- 允文書』第三巻、一三頁)。(19) 明治元年二月十二日、伊藤博文宛木戸孝允書翰(前掲『木戸孝
- 会、一九一九年、一六~一七頁)。(20) 明治元年三月、木戸孝允意見書(『明治憲政経済史論』国家学
- (1○)。
- (22) 同右、一二一三一 (四九)。
- (23) 前掲『木戸孝允文書』第三巻、三九頁
- (24) 同右、五七頁。
- 七〇年、三〇八頁)。 本史研究会編『大久保利通関係文書』第四卷、吉川弘文館、一九本史研究会編『大久保利通関係文書』第四卷、吉川弘文館、一九
- (26) 前掲『木戸孝允文書』第三巻、二三一~二三二頁(26)
- (27) 同右、一四九頁。

- 28 明治元年四月六日、柏村数馬ほか宛木戸孝允書翰 (同右、二八
- <u>29</u> 頁。 明治元年閏四月二十八日、勝海舟意見書(『戊辰日記』 四〇九
- 30 簡 明治元年四月二日、徳大寺実則 (同右、三〇七頁)。 (内国事務局督) 宛松平慶永書
- 31 〔同右、三三七~三三九頁〕 。 明治元年四月二十九日、岩倉具視・三条実美宛松平慶永意見書
- 32 前掲「岩倉具視関係文書」〈憲政資料室所蔵Ⅲ〉一二─五─
- 33 国立公文書館所蔵「太政類典」第一編・慶応三年~明治四年 一所収。
- 34 前掲『岩倉具視関係史料』上巻、二六二~二六三頁。

第十五巻・官制・文官職制

- 35 前掲『岩倉具視関係文書』第三巻、 四八〇~四八三頁
- 36 『法令全書』明治元年、二〇五頁。
- 37 元年、二〇二~二〇三頁)。 明治元年六月二十二日、太政官第五百二号(『法令全書』 明治
- 38 視関係史料』下巻、四三頁)。 明治元年五月三十日、岩倉具視宛三条実美書翰 (前掲 『岩倉具
- 39 前揭『岩倉具視関係文書』第四巻、 四四~四五頁。
- 40 前掲『大久保利通文書』第二巻、三三一~三三二頁。
- $\widehat{41}$ 允文書』第三巻、一五六頁)。 明治元年十月四日、大村益次郎宛木戸孝允書翰 (前掲 『木戸孝
- $\widehat{42}$ 報社、一九七一年、一一八~一一九頁。 日本経営史研究所編『五代友厚伝記資料』第一巻、 東洋経済新

- $\widehat{43}$ 前掲『大久保利通関係文書』第三巻、一四三~一四四頁。
- 44 則・大久保利通・広沢真臣ら)は京畿の庶政を担当し、京都府を 同局は廃止となり、広沢は五月付で京都府御用掛に任じられた。 はじめとする直轄地の官員を派遣したが、閏四月の政体書官制で 明治元年二月に設置された内国事務局(松平慶永・徳大寺実
- 45 (· · ·) ° 前掲「岩倉具視関係文書」〈憲政資料室所蔵Ⅲ〉一二─三─
- $\widehat{46}$ 第一編、 明治元年七月、京都府告諭書(国立公文書館所蔵「太政類典」 慶応三年~明治四年・第六十九巻・地方・地方官職制
- 47 臣日記』日本史籍協会、一九三一年、 明治二年一月、三条実美宛広澤真臣書状(大塚武松編『広澤真 四九五~四六〇頁)。
- 48 視関係文書』第四巻、二二一~二二三頁)。 明治二年二月十三日、岩倉具視宛広沢真臣書翰 (前掲『岩倉具
- $\widehat{49}$ 京都府総合資料館所蔵「明治元年戊辰従七月至十二月 布令
- 50 京都公文書館所蔵。 『府治類纂』第二十巻、文化図書、二〇一二年所収。原本は東
- 51 庫〉七—一〇— (五)。 国立国会図書館憲政資料室所蔵「岩倉具視関係文書」〈対岳文
- 52 <u>H</u>. 前掲「岩倉具視関係文書」〈憲政資料室所蔵Ⅲ〉一二─三─
- $\widehat{53}$ 同右、八一二一 (一八)。
- $\widehat{54}$ 前掲「岩倉具視関係文書」 〈対岳文庫〉 七—二〇—
- 55 明治二年、江藤新平「官制案」(国立国会図書館憲政資料室所

蔵「三条家文書」二〇—一八)。

- 視関係史料』下巻二四○~二四一頁)。(56) 明治三年一月六日、副島種臣宛大久保利通書翰(前掲『岩倉具
- (5) 大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』第二巻料室所蔵Ⅲ〉一九―三―(一○))。
- (5) 明治三年、井上馨「建議草稿」(国立国会図書館憲政資料室所(5) 明治三年、井上馨「建議草稿」(国立国会図書館憲政資料室所(5) 大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』第二巻
- 文閣出版、一九九三年、八三頁。(60) 京都大学文学部国史研究室編『吉田清成関係文書』第一卷、思